

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における各連結法人の平均売上金額の計算及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
----------------------------	------------------	------------

別表六の二七

平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

I 平均売上金額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度		売上金額	$\frac{\text{当該連結事業年度の月数}}{\text{(1)の連結事業年度の月数}} \text{ 又は } \frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{}}$	改定売上金額 (2) × (3)
1		2	3	4
売上調整年度	平 平	円	_____	円
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
当期				
計				
平均売上金額 (4の計) ÷ (1+売上調整年度数)			5	円

II 比較試験研究費の額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度		試験研究費の額	$\frac{\text{当該連結事業年度の月数}}{\text{(6)の連結事業年度の月数}} \text{ 又は } \frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{}}$	改定試験研究費の額 (7) × (8)
6		7	8	9
調整対象年度	平 平	円	_____	円
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
	平 平		_____	
計				
比較試験研究費の額 (9の計) ÷ (調整対象年度数)			10	円

別表六の二（七）の記載の仕方

1 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限り、）若しくは同条第7項又は平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第68条の9第1項若しくは第4項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2についても、同じです。）。

2 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項若しくは第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合に限り、）又は平成29年旧措置法第68条の9第4項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。